

ふたば★学園祭におけるワイセツ、及び 18 禁に関する方針

2012/02/12

ふたば学園祭実行委員会

概要

- ・ワイセツ物にあたるものについては、頒布、展示いずれの目的でも持ち込むことを禁止します。
- ・児童ポルノにあたるものについては、頒布、展示いずれの目的でも持ち込むことを禁止します。なお現在の児童ポルノの定義にあたると思われるのは、実在の児童を撮影したものを頒布等の目的で持ち込む場合です。
- ・エロの修正については、「1. ふたば★学園祭における「わいせつ物」の方針」(P3～4)に最低限の基準が記載してありますので、そちらをご参考下さい。
- ・18禁については、「青少年の健全な成長を阻害するおそれがあり、青少年が閲覧し、また親覧することが適当ではない」と発行者が判断する同人誌について、表紙または分かりやすい部分に「未成年が閲覧することが適切でない」ことを示す表示をわかりやすい形で行ってください。例えば18禁、R-18、ADULT ONLY 等です。
- ・上記の表示を行っている同人誌その他メディアについては「表示図書類」として扱われます。これらの頒布物を未成年(18歳未満)に頒布しないようお願いいたします。
- ・表示図書類を扱うサークル(委託を含む)については、事前に申請する必要があります。行っていない場合、表示図書類等の頒布を原則お断りします。18禁申請サークルはゾーニングの対象となります。
- ・頒布や展示の方法等について、会場側係員の指示及び指摘があった場合は、必ずふたば★学園祭スタッフまでお申し出頂こうお願いいたします。

〇はじめに

ふたば★学園祭は東京都の公共施設を借りて行われているイベントであり、各種の法律や条例を守る義務と責任があります。これらを逸脱して問題になった場合に、当イベントだけでなく他の同人誌即売会等についても影響を与える可能性があります。また、同人誌イベントにおいて特にワイセツや成人向けの同人誌について、以前より条例等を厳格に守るよう要請されています。ただ、各団体の方針が異なり、情報が錯綜している部分もあると考えます。また、行き過ぎた制限については表現の自由、ふたばのカオス表現を阻害することにもなりかねず、ふたば学園祭実行委員会の意図するところではありません。そのような事情もあり、ふたば学園祭ではこの方針について整理する必要があると考え、本文書を作成しております。

本文書は、ふたば学園祭実行委員会としてサークル様、参加者様に対し、ワイセツ(刑法第一百七十五条わいせつ物頒布等の罪)、児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第二条三項)、成人向け(東京都青少年の健全な育成に関する条例第八条等における不健全な図書類や第九条の二等における表示図書類)について、ふたば学園祭実行委員会の法令解釈に基づき方針を示し、また解説するものです。

特に成人向け作品を扱われるサークルの皆様方におかれましては、最低限「方針」の部分だけでもご一読頂き、従って頂きますようお願いいたします。

○前提

本文書における「わいせつ物」とは、刑法第七十五条「わいせつ物頒布等(の罪)」における、「わいせつな文書、図画その他の物」を指します。

(わいせつ物頒布等)

第七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万以下の罰金若しくは科料に処す。販売の目的でこれらの物を所持したのもも、同様とする。

刑法第七十五条については、それらの文書図画の頒布販売を行った者が正犯となるだけでなく、イベント主催団体(この場合ふたば学園祭実行委員会)や会場を貸した者(PiO)、印刷業者その他についても幫助罪が成立する場合があります。

「児童ポルノ」とは、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」第二条三項における「児童ポルノ」を指します。

(定義)

第二条

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

この適用範囲の解釈については付記にて記載しますが、2010年1月時点での法律運用では、一般に創造物については児童ポルノとしない解釈とされ、実行委員会もその解釈で運用しています。実在の児童(18歳未満)を撮影したものが含まれない場合、その作品は児童ポルノには当たらないという解釈となります。ただし実在の児童をモデルにしたものについて抵触するという考え方もあります。このケースについて不安がある場合は、ふたば学園祭実行委員会までお問い合わせ下さい。

ふたば★学園祭7は東京都内の大田区の施設で行われるイベントですから、東京都の条例に従う必要があります。成人向けの根拠となる条例は「東京都青少年の健全な育成に関する条例」(以下健全育成条例)となります。(*1)

ふたば★学園祭の申し込み等の説明における「18禁」「成人向け」と表現しているものは、健全育成条例においては「指定図書類」「表示図書類」を合わせたものとなります。ほとんどの成人向け同人誌は健全育成条例においては「表示図書類」として扱われます。

「表示図書類」とは、健全育成条例第9条第2項に示される、「成人向け」など「青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない旨の表示」を行った図書類を指します。「表示」とは、18禁を分かりやすく示したもの、例えば18禁マークやADULT ONLYの表示などです。

「指定図書類」とは、健全育成条例第8条に示される、都知事から「不健全な図書類」として指定された図書類を指します。実際にはこの指定を受けるものは一般流通図書類の一部で、特に同人誌については例がありません。

「広告物」とは健全育成条例第2条第4項に示されるものです。例えばPOP、ポスターなど宣伝のために作成された掲示物一般を指します。また頒布物を表面が見える形で展示している場合、同人誌の表紙なども含むと解釈します。(*2)

「指定がん具」とは、健全育成条例第8条第1項第2号に示されるものです。「販売され、又は頒布されているがん具類」のうち都知事から「その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの」として指定されたものを指します。2011年3月現在、この指定を受けているものは「指定刃物」を除くとエアガンのみとなります。

「指定刃物」とは、健全育成条例第2条第4項に示されるものです。「販売され、又は頒布されている刃物」のうち都知事から「構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの」と指定されたものを指します。片刃の文具用品カッターやデザインナイフについてはこれにあたりません。(*3)

「わいせつ物」は刑法に係る概念、「児童ポルノ」は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に係る概念、「指定図書類」「表示図書類」は健全育成条例に係る概念です。これらはそれぞれ別のものであることにご留意下さい。

また「表示」を行うかどうかは、「図書類発行者」(ふたば★学園祭においては同人誌を発行するサークルがこれに当たります)の「自主規制」となります。

「表示図書類」「指定図書類」の差、及びふたば学園祭実行委員会としての解釈などについては健全育成条例と照らし合わせ、別途説明いたします。

本文書における解釈は、2011年3月におけるふたば学園祭実行委員会独自の解釈によるものです。この解釈が法的および社会的に正しいことについて保証するものではありません。ただしふたば★学園祭はこの方針の最新のものに従ってイベントの運用を行います。また、他のどの同人誌イベント団体の解釈にも影響を及ぼす意図をもって作成されたものではありません。

本方針については変更される場合があります。最新の方針はふたば★学園祭 Web サイトに掲載するほか、サークルや参加者に大きく影響する変更については都度お知らせする予定です。

(*1)東京都以外の他道府県の青少年健全育成条例は本文書の内容と異なる場合があります。というより、かなり異なるとお考え下さい。

(*2)発行物の表紙を健全育成条例に照らした場合に「広告物」と見なすべきかどうかは疑問があります。が、健全育成条例の意図及び同人誌即売会という形態に照らした場合、表紙は誰でも見えるべきものであり、かつ広告性があると考えられることから、ふたば学園祭実行委員会ではこれを図書類のほか広告物としても扱います。

(*3)所定以上の刃渡りを有するものは銃砲刀剣類所持等取締法(以下銃刀法)により、銃刀法第三条の例外を除き「所持」を禁止されています。

1.ふたば★学園祭における「わいせつ物」の方針

ふたば★学園祭では、「わいせつ物」の頒布及び販売及び展示目的による持ち込みを禁止させて頂いております。また、ふたば学園祭実行委員会の判断でサークルの同人誌について「わいせつ物に抵触するもの」として判断させて頂き、頒布の禁止または修正を実質的に強制する場合があります。

わいせつ物(または抵触するもの)については、サークルのみならず、参加者の方も頒布および展示目的で持ち込むことはできません。例えばサークルとしては参加していないが配布する目的でわいせつ物にあたるコピー誌やチラシなどを持ち込む場合や、展示目的でわいせつ物に当たる色紙を持ち込む等も含まれます。これらも同様に頒布及び展示の禁止、または修正をお願いする場合があります。

万一にこれらの頒布において刑事事件となった場合、当事者の方は刑法罰の対象となるほか、イベントの存続のみならず会場にも多大なる迷惑をかけることとなります。また他の同人誌即売会に対しても非常に大きな影響を与えますので、その点十分ご留意下さい。

「わいせつ物」の一般的な基準については明確ではありませんが、最低限次の基準については守って頂くようお願いいたします。

- ・性器(女性器、男性器)の露骨な描写を行わない。
- ・陰核(クリトリス)、性器の結合部(肛門含む)、陰茎の亀頭部境界(カリ)または包皮輪との境界(包茎の場合の皮と亀頭の境目)について、「黒塗りまたは白抜き」による修正を行うこと。断面図等の表現においてもカリ等の修正は行わなければならない。モザイクによる修正の場合、タイルサイズが細かくなりすぎないようにしなければならない。
- ・動物等別のものに置き換える、極端なデフォルメ表現を行うなどで対応してもよい。

その他の基準については明示しませんが、不安な場合は事前にふたば学園祭実行委員会にお問い合わせ頂いても構いません。

一部商業誌、商業単行本の中には上記の基準より甘いものも見受けられます。修正に関しては昨今の商業誌については必ずしも参考にならない(同人誌の方がより厳しい)ことにご留意下さい。

なお、ふたば学園祭実行委員会が「わいせつ物に抵触するもの」と判断させて頂いた場合でも、それが必ず「不健全な図書類である」と判断をさせて頂くわけではありません。

2.ふたば★学園祭における「児童ポルノ」の方針

ふたば★学園祭では、「児童ポルノ」の頒布及び販売及び展示目的による持ち込みを禁止させて頂いております。これらは頒布および公開目的での所持も禁じられており、罰せられる対象ともなります。明らかに児童ポルノである作品につきましては、修正ではなく破棄または退場をお願いすることになります。

なお、現在の運用では児童ポルノは実在の児童を描写したものに限られるということになっており、ふたば学園祭でもその方針で運用いたします。つまり、実在の児童(18歳未満)を撮影したものが含まれない場合、「児童ポルノ」として判断することはありません。撮影以外の方法で実在の児童を描写した場合についての判断は議論が分かれており、ふたば学園祭実行委員会としても判断を明示していません。不安な場合はお問い合わせ下さい。

抵触する例としては、コスプレ写真集などで実在の児童(18歳未満)が掲載されており、かつ「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」に当たる場合や、コラージュ創作物の一部に児童ポルノが含まれる場合などがあります。

3.ふたば★学園祭における「表示図書類」「指定図書類」に関する方針

ふたば★学園祭は全国から参加者の集まるイベントですが、東京都内で行われるイベントの主催側、参加者として「青少年の健全な育成」に対する責務があります。東京都青少年の健全な育成に関する条例及びその理念に従い、成人向け、18禁の頒布物、不健全な図書類の頒布等については、それを取り扱うサークルの皆様にも一定の制限をさせて頂くほか、ご協力をお願いします。

ごく単純にいきますと、青少年(18歳未満)に対し、「健全な育成を阻害するおそれのある」ものを「頒布(販売)しない」「入手させない」「見せない」ことが求められます。

○頒布方法についての各サークルの義務

- ・「表示図書類」(成人向け、18禁)を頒布するサークルについては、あらかじめ18禁の頒布物がある旨、申込時または申込後最終締切までふたば学園祭実行委員会までご連絡下さい。このご連絡を頂いていない場合、18禁、成人向けの頒布物を頒布することはできません。委託の同人誌についても同じです。
- ・「表示図書類」については、各サークルで青少年(18歳未満)に頒布せず、また閲覧させないように努めなければなりません。この際サークルで確認の必要があると思われる場合には、身分証明書等で18歳以上であることを確認して頂くようお願いいたします。年齢を確認するための具体的手段や身分証明書の種類等については特に定めません。
- ・「表示図書類」を頒布する際に身分証明書等を確認した場合、年齢(生年月日)を確認する目的以外では利用しないでください。個人が特定できる内容については記録等はしないでください。特に必要があり相手方にその旨の了承を取った場合は除きます。
- ・18歳以上か未満かの判断は、イベント開催日を基準とした満年齢で判断頂くのが妥当と考えられます。その場合、ふたば★学園祭7では1994年5月2日を含む以前に生まれた方が18歳以上となります。
- ・「表示図書類」「指定図書類」を頒布する場合、頒布するサークルのメンバーもすべて18歳以上である必要があります。18歳未満の方には頒布させないでください。(*5)
- ・「指定図書類」を頒布目的で持ち込む場合は、事前にふたば学園祭実行委員会までご連絡下さい。指定図書類は青少年が閲覧できないよう東京都規則によって定められた方法により包装する必要があります。また指定図書類を青少年に頒布してはいけません。
- ・18禁の登録があるサークルについてはゾーニングを行う予定です。具体的には18禁の登録があるサークルを集め、18歳未満は立ち入らないよう表示することによって行う予定です。なおこれは、あくまでそこに18歳未満が入手し読むのにふさわしくない本があることを示すためのものです。ふたば学園祭実行

委員会側が18歳以上であることの確認を行い、また参加者に18歳以上であることの表示を配布するということなどを保証するものではありません。対面頒布を原則とし、購入者が18歳以上であるかの確認は、必要に応じ都度サークル側で行うようお願いいたします。

(*5)そのサークルの入場証で18歳未満の方に入場して頂くことは制限しませんが、その場合でもサークル内で頒布行為を行わせないでください。

○表示に関する判断と規定

- ・サークルが発行する図書類について、「**青少年の健全な成長を阻害するおそれがある**」と認め「**青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない**」と「**発行サークルが**」判断する場合、できるだけ表紙に、最低限その本のどこかに分かりやすくその旨を示す表示を行ってください。表示例としては、黄色の成人向けマーク、18禁、ADULT ONLY、R-18等です(*6)。必ずしも表紙でなくても構いませんが、分かりやすく表示する必要があります。これらの表示を行った場合、東京都の健全育成条例に照らして「表示図書」として扱われます。
 - ・その図書類が「**青少年の健全な成長を阻害するおそれがある**」かどうかを判断し、表示を行う、又は行わないことは、その図書類の発行サークルの判断となります。その表示を行っているということは、東京都の健全育成条例に照らした場合に「**青少年の健全な成長を阻害するおそれがあり、青少年が閲覧し、また観覧することが適当ではない**」、またはその他の事情により未成年には頒布しないという意味表示を行っているということになります。健全育成条例第8条第1項第1号第2号の東京都規則に照らし合わせ、サークル側でご判断下さい。
 - ・自サークル以外の本の委託を受ける場合、頒布サークル側は、それが表示図書であるか否かは発行サークルの意思に従ってください。
 - ・ふたば学園祭実行委員会は、表示とその扱いに関し、発行サークルの意思をまずは尊重します。ただし野放図に認めるわけにもいきません。常識的に判断して明らかに健全育成条例第8条第1項第1号第2号の東京都規則の基準を満たすと考えられる場合、18禁同人誌に準ずる扱いにさせて頂くことをお願いする場合があります。
 - ・ふたば学園祭で頒布する同人誌において、2011年4月1日より前に発行された同人誌については、改正前の健全育成条例に沿っていれば問題ありません。4月1日より前に発行しており、改正後の基準に抵触するために新たに18禁マークをつける事までは求めません。
- (*6)R-15、PG-12、15禁などは表示図書類のいう表示の範疇外です。R指定については当初15歳未満の禁止を示したものです。18禁か15禁かの区別がつきにくいので、Rを使う場合はR-18など年齢制限を明示した表記を推奨します。またPG-18の表示は「18歳未満の鑑賞には成人保護者の同伴が適当」ということになり、18禁の表示に代えることは適切ではありません。

○「青少年の健全な成長を阻害するおそれがある」とする内容について

- ・具体的には、東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則 第15条の内容にあたるものがそれになります。(P8～P12)
- ・エロの他、暴力を不当に賛美するような内容や自殺・犯罪を誘発するような内容等が規定されています。
- ・ただし、純粋に施行規則第十五条に従った場合はかなり範囲が広くとられており、実際にはその上でサークル側の常識で判断して頂くことになります。

○立体物に関する規定

鑑賞または遊戯の目的で作成された立体物については、図書類ではなく「**がん具**」として扱われます。そのため、図書類における18禁関連の条項は適用されません。ただし健全育成条例第7条第2項が定めるとおり、「**がん具類の構造又は機能が、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認め**」られる場合については「**当該がん具類を青少年に販売し、又は頒布しないように努め**」なければなりません。

サークル側で「**青少年の健全な成長を阻害するおそれがある**」としたものについて18禁マーク等をつけることはサークル側の任意です。その場合についてもふたば★学園祭では18禁の頒布物があるとして扱われます。

フィギュア等を展示する場合は広告物の規定を受けます。性器等の露出がある場合は一部隠蔽などをお願いすることがあります。

2010年1月現在、健全育成条例に基づき都知事が指定した「指定がん具」「指定刃物類」はいずれも他人を致傷させる可能性の高い武器類にあたります。これらはふたば★学園祭への持込を禁止させていただきます。

○POPなど、広告物に関する規定

- ・POPや頒布物、図書類の表紙などについて、それ自体がサークル側で「青少年の健全な成長を阻害するおそれがある」と判断する場合、POPの表示を取りやめて頂くか、または一部隠蔽や修正等を行ってください。デフォルメされている場合でも、性器や乳首等の露骨な露出がある場合は、自主的に隠蔽をお願いいたします。
- ・ふたば学園祭実行委員会でPOPや頒布物、図書類の表紙などについて「青少年の健全な成長を阻害するおそれがある」と判断させて頂き、該当広告物の表示の取りやめや、一部隠蔽等を実質的に強制する場合があります。

○会場係員や公務員等による指示について

- ・会場係員、権限を持つ公務員などから頒布物や展示物、展示方法、頒布方法等について指示を受けた場合は、相手方の氏名及び役職を必ずご確認頂いた上、必ずスタッフまでお申し出下さい。またスタッフ立会いでない場合にそのような指示を受けた場合は、ふたば学園祭スタッフに詳細にその内容をお伝え頂くようお願いいたします。

以上

関連する法律及び条例

関連する法律や条例については、下記の URL をご参照下さい。

○刑法(第 22 章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪)

<http://www.houko.com/00/01/M40/045.HTM#s2.22>

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO052.html>

○東京都青少年の健全な育成に関する条例

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/g1012150001.html

○東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則

http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/pdf/08_jyourei/08_p2.pdf

引用以外の部分については、ふたば学園祭実行委員会の解釈に基づく補足です。

○「わいせつな文書」について

刑法 第七十五条 (わいせつ物頒布等)

第七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万以下の罰金若しくは科料に処す。販売の目的でこれらの物を所持したのも、同様とする。

何をワイセツとするかに関する定説はありませんが、参考になる例としては

・松文館裁判「蜜室」(ビューティーヘア 著) について、濃い目のトーンで修正したものがわいせつ物として扱われ、第七十五条を根拠に有罪となった。

等があります。

ふたば学園祭実行委員会では、この判例などを元に所謂「コミケ基準」と呼ばれる修正基準に近いものを判断に利用しています。ただし、商業単行本の中にもこれらの修正より甘いものもあることから、一概にどの程度までが良いのかということは判然としません。

○「児童ポルノ」について

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの

(児童ポルノ提供等)

第七条 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

3 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第一項と同様とする。

4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

6 第四項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

法律の規定するところでは、特に実在の児童を描写したものに限ったわけではなく、絵などの創作物も含めることができるようです。しかしながら2011年3月時点で法運用では、これらは実在の児童を主に撮影によって描写した時、つまり実在の児童の写真や動画等について適用されるべき、とされているようです。

ふたば学園祭実行委員会では上記の法運用方針に基づき、特に実在の児童を撮影したものを児童ポルノとして扱うものとしています。

それ以外の方法で実在の児童を描写した場合についての判断は今のところ定説がなく、ふたば学園祭実行委員会としても明示的な判断をしておりません。強制ではありませんが、実在の児童をモデルとしたものについて性的な描写を行うことはできれば避けていただくようお願いいたします。

なお、もし児童ポルノが創作物にまで適用されることになった場合、この文書のみならずふたば★学園祭の運用そのものについて大幅な見直しを迫られることとなります。表現規制にもつながる問題でありますので、ふたば学園祭実行委員会としては創作物に対して児童ポルノ適用が可能とする運用については明確に反対いたします。

- 平成22年議会で改正された青少年の健全な育成に関する条例、及び条例施行規則で追加された内容
先般の健全育成条例の改正にともない、表示図書とすべき範囲が健全育成条例の第七条二として追加されました。

第七条二の解釈については、改正後の条例施行規則第十五条二に次のように規定されています。

・刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為 について

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則 第十五条

2 条例第八条第一項第二号の東京都規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 性交又は性交類似行為（以下「性交等」という。）のうち次に掲げる行為を、当該行為が社会的に是認されているものであるかのように描写し若しくは表現し、又は当該行為の場面を、みだりに、著しく詳細に若しくは過度に反復して描写し若しくは表現することにより、閲覧し、又は観覧する青少年の当該行為に対する抵抗感を著しく減ずるものであること。

イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条から第七十八条の二まで、第八十一条又は第二百四十一条の規定の違反行為

ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条の規定の違反行為

ハ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条第一項第六号の規定に違反する行為
ニ 条例第十八条の六の規定に違反する行為

つまり、これらの法律に触れる性交等の描写が対象となるということです。
これらの各法律は次の通りです。

刑法

第176条(強制わいせつ) 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

第177条(強姦) 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

第178条(準強制わいせつ及び準強姦) 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

第178条の2(集団強姦等) 2人以上の者が現場において共同して第177条又は前条第2項の罪を犯したときは、4年以上の有期懲役に処する

第181条(強制わいせつ等致死傷) 第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

2 第177条若しくは第178条第2項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は5年以上の懲役に処する。

3 第178条の2の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は6年以上の懲役に処する。

第241条(強盗強姦及び同致死) 強盗が女子を強姦したときは、無期又は7年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

第四条(児童買春) 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

児童福祉法

第三十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

六 児童に淫行をさせる行為

東京都青少年の健全な育成に関する条例

第18条の6(青少年に対する反倫理的な性交等の禁止) 何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない。

各法律において、児童とは「満十八歳に満たない者」となります。健全育成条例における「青少年」と同義になります。

これらを成年向けとすべき要件としては、

・上記のうちいずれかの法令または条例に触れる性行為等の描写がある。

・これらの行為が社会的に認められているものであるように描写・表現する。

または、これらの行為をみだりに、著しく詳細に、または何度も反復して描写する。

それによって閲覧または観覧する青少年が、これらの行為に対する抵抗感をなくすような描写であること。の両方を満たした場合になります。

それぞれの法律について細かく触れませんが、特に注意すべきは例えば次の条項と思われます。

- ・刑法第176条～第177条「13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者」については、別のキャラクターが、13歳未満であるキャラクターに対して性行為を行う描写ほぼ全てにおいて関連するものと思われます。つまり、いずれか片方、もしくは両方が13歳未満のキャラクターどうしの性行為を描く場合はほぼ全て該当するものと考えられます。ただし、キャラクターが自発的に自慰行為を行う等の描写はこれに含まれないと考えられます。
- ・児童福祉法第三十四条 六「児童に淫行をさせる行為」については、別のキャラクターが18歳未満のキャラクターに対して淫行を強制させ、18歳未満のキャラクターがそれに応じ性行為等を行う場合を指すものと考えられます。
- ・東京都青少年の健全な育成に関する条例 第18条の6「青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行う」とあります。「みだら」でない性交等ということには論議がありますが、例えば社会的に是認されているパートナー関係(婚姻関係にあたり、1:1の恋人関係であるなど)における性交等はこの例から外れるものと考えられます。(刑法の規定があるため、おそらく双方が13歳以上である必要はあります。)

なお、これらの法令に触れない場合については、第七条二の規制には当たらないものと考えられます。

・「婚姻を禁止されている近親者間」について

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則 第十五条

二 近親者間(民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百三十四条から第七百三十六条までの規定により、婚姻をすることができない者の間をいう。)における性交等を、当該性交等が社会的に是認されているものであるかのように描写し若しくは表現し、又は当該性交等の場面を、みだりに、著しく詳細に若しくは過度に反復して描写し若しくは表現することにより、閲覧し、又は観覧する青少年の当該性交等に対する抵抗感を著しく減ずるものであること。

民法第七百三十四条から第七百三十六条は次の通りです。

民法

第七百三十四条(近親者間の婚姻の禁止) 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

2 第八百十七条の九の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

第七百三十五条(直系姻族間の婚姻の禁止) 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第七百二十八条又は第八百十七条の九の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

第七百三十六条(養親子等間の婚姻の禁止) 養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第七百二十九条の規定により親族関係が終了した後も、婚姻をすることができない。

具体的には

- ・両親、祖父母、曾祖父母などの直系尊属
 - ・子、孫、曾孫などの直系卑属
 - ・配偶者の両親、祖父母、曾祖父母、及び子、孫の配偶者など、直系姻族
 - ・三親等の傍系血族。具体的には自分及び配偶者の兄弟、甥、姪、叔父、叔母。
養子養方の場合の例外がある。
 - ・養子の子、孫、曾孫など直系卑属、及びその配偶者。離縁後も。
 - ・養親の両親、祖父母など直系尊属、及びその配偶者。離縁後も。
などがあります。
- これらの間で性交等を行う場合が対象となります。

逆に、例えば次の関係は含まれません。

- ・例外として、自分が養子である場合、養親の子供としての兄弟姉妹は当たらない。
また、両親の養子である兄弟姉妹は当たらない。（「養子と養方の傍系血族」に当たる）
- ・片親同士の間により発生した、直接の血縁関係がない兄弟姉妹間の場合。
養子縁組がない場合は、「自分の尊属の配偶者（直系姻族）の直系血族」となり当たらない。
養子縁組がある場合は、上記例外規定により当たらない。
- ・従兄弟姉妹（4親等の傍系血族）

尊属・卑属・姻族・傍系血族の関係については分かりにくいのですが、例えば

- ・ Wikipedia:親族 <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%A6%AA%E6%97%8F>
- ・ Wikipedia:親族「日本法での親族・親等」の図
http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%95%E3%82%A1%E3%82%A4%E3%83%AB:Japanese_Kinship.svg
などをご参照下さい。

○指定図書類、表示図書類(18禁)の基準

「指定図書類」とは後述する「指定制度」において、「東京都青少年健全育成審議会」への諮問の上で「不健全な図書類」として東京都知事が指定するものです。その基準となるのが施行規則第十五条となります。後述しますが、表示図書についてもこの基準が根拠となります。図書類発行者（同人誌の発行サークルもこれにあたります）が、発行する同人誌類についてこの基準に合致すると判断した場合、18禁のマークなどを付けて「青少年が閲覧するのに不適切である」という旨を表示するよう努めなければなりません。

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則

第3章 不健全な図書類等の販売等の規制（指定図書類、指定映画等の基準）

第15条 条例第8条第1項第1号の東京都規則で定める基準は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 著しく性的感情を刺激するもの 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 全裸若しくは半裸又はこれらに近い状態の姿態を描写することにより、卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。
 - ロ 性的行為を露骨に描写し、又は表現することにより、卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。
 - ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に卑わいな行為を擬似的に体験させるものであること。
- 二 イからハまでに掲げるもののほか、その描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。

性的な描写に関してはこれが基準となります。「ハ」については、ゲーム等を指すものと考えられます。

「人格を否定する性的行為」については、例えばレイプ等を指しているものと考えられます。

実際にはこれだけですとあまりに広い内容を指し示すため、一般的な常識や発行サークルの良識においてこれらに該当するかを判断すべきと考えられます。性的な内容を含むと思われるが成人向けの表示がない商業出版誌としては、例えばふたりエッチ（克・亜樹 著）ほか、多数あります。（少女セクト（玄鉄絢 著）なども成人向けの表示がありませんが、新基準では該当する可能性があります）

また、18禁表示のない一般誌でこれらを理由に指定図書の扱いをうけたものもあります。（後述）

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則

第15条（続き）

- ニ 甚だしく残虐性を助長するもの 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 暴力を不当に賛美するように表現しているものであること。
 - ロ 残虐な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面又は殺傷による肉体的苦痛若しくは言語等による精神的苦痛を刺激的に描写し、又は表現しているものであること。
 - ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に残虐な行為を擬似的に体験させるものであること。
- ニ イからハマまでに掲げるもののほか、その描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に残虐性を助長するものであること。
- 三 著しく自殺又は犯罪を誘発するもの 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 自殺又は刑罰法規に触れる行為を賛美し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくはそそのかすような表現をしたものであること。
 - ロ 自殺又は刑罰法規に触れる行為の手段を、模倣できるように詳細に、又は具体的に描写し、又は表現したものであること。
 - ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に刑罰法規に触れる行為を擬似的に体験させるものであること。

簡単には、残虐な内容や自殺、犯罪を肯定する内容などがそれにあたると考えられます。

ただし実際には、第十五条一にある「性的」な内容に比べると基準は曖昧で、これらを理由に成人向けとなっているものはあまりないように思われます。

東京都の例ではありませんが、例えばグランドセフトオートというゲームについては、いくつかの都道府県で有害図書類として指定されています。

アニメーションにおける自主規制としては、シングルイ、人魚の傷、エルフェンリート（衛星波のみ）などがR-15として指定されているとのことです。（Wikipedia「制限指定のアニメ一覧」より）これらは暴力・残虐等を理由にした自主規制と考えられます。（一部性的も含まれると考えられます）ただし、原作となる漫画は成人向けの対象とはなっていません。18禁ゲームを原作としたアニメーション版 School Days も R-15 指定ですが、これも残虐性が主な理由と考えられます。

○青少年、図書類の定義

東京都青少年の健全な育成に関する条例

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者をいう。
- 二 図書類 販売若しくは頒布又は閲覧若しくは観覧に供する目的をもって作成された書籍、雑誌、文書、図画、写真、ビデオテープ及びビデオディスク並びにコンピュータ用のプログラム又はデータを記録したシー・ディー・ロムその他の電磁的方法による記録媒体並びに映写用の映画フィルム及びスライドフィルムをいう。
- 四 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

書籍のみならず、CD-R やゲーム、ビデオメディアなども「図書類」として扱われます。逆に鑑賞目的等で作成された立体物については、図書類には当たらないこととなります。

書籍や CD メディアの表紙などは「図書類」ですが、条例の意図や実際の形態から、ふたば学園祭では「広告物」としても扱います。また立体物も「広告物」に含まれると考えます。

東京都の健全育成条例では青少年（未成年）＝18歳未満となります。

○指定がん具の基準

「指定がん具」は、所定のがん具類について知事はその指定を行うものです。個別の指定ではなく、一定機能を持つものについて包括的に指定することも可能なようです。

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則

(指定がん具類の基準)

第16条 条例第8条第1項第2号の東京都規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- 一 弾丸、矢その他の物を発射するのに適し、又はその物自体が投げるのに適した構造を有するもので、物を発射し、又はそのものを投げることにより、人を殺傷するおそれが高いものであること。
- 二 火薬その他の爆発性の物質を内包する構造を有するもので人を殺傷するおそれが高いものであること。
- 三 特定がん具類のうち、性器を模した物で卑わいな感じを与える構造を有するもの又は性具若しくはこれと同様の機能を有するものであること。
- 四 第1号及び第2号に掲げるもののほか、構造又は機能がこれらの基準に該当するものと同程度に青少年の心身に危害を及ぼすおそれがあると認められるものであること。

東京都青少年の健全な育成に関する条例

(がん具類の販売等の自主規制)

第7条の2 がん具類の製造又は販売を業とする者は、がん具類の構造又は機能が、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該がん具類を青少年に販売し、又は頒布しないように努めなければならない。

ナイフ等の刃物については、別途に「指定刃物」の基準があります。

がん具については図書類における18禁などの自主表示規定はありませんが、「青少年の心身に危害を及ぼすおそれがあると認められる」がん具について青少年に頒布しない、入手させないことを務める義務があります。また都知事から告示によって明示的に指定されたものについて、18歳未満に頒布してはいけません。

なお2010年4月現在、指定がん具としての指定を受けているのは一定の威力を持つエアガンに限られます。別途ダガーナイフなどは「指定刃物」の指定を受けています。

また社会通念上、ドール素体をベースにした立体物などは人形として扱われるものです。よほど意図的に性器の改造を行うなどしない限り、上述の基準には抵触しません。

○健全育成条例の根本的な意図

東京都青少年の健全な育成に関する条例

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(適用上の注意)

第三条 この条例の適用にあたっては、その本来の目的を逸脱して、これを濫用し、都民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(青少年の人権等への配慮)

第三条の二 この条例の適用に当たっては、青少年の人権を尊重するとともに、青少年の身体的又は精神的な特性に配慮しなければならない。

青少年の健全な育成を阻害することがないように、ひとつにはそのようなコンテンツ(図書類や広告物など)を青少年が見たり、入手したりすることがないように、努めなければならないということを示していると考えられます。また第三条の規定により、ふたば学園祭実行委員会では青少年の健全な育成に対して努力する必要があるが、かといって過度の規制を行うべきではないと判断しています。

○自主規制と表示図書制度

東京都青少年の健全な育成に関する条例

(図書類等の販売等及び興行の自主規制)

第七条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場(興行場法(昭和三十二年法律第百三十七号)第一条の興行場をいう。以下同じ。)を経営する者は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。

(表示図書類の販売等の制限)

第九条の二 図書類の発行を業とする者(以下「図書類発行業者」という。)は、図書類の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体で倫理綱領等により自主規制を行うもの(以下「自主規制団体」という。)又は自らが、第八条第一項第一号又は第二号の東京都規則で定める基準に照らし、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認める内容の図書類に、青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない旨の表示をするように努めなければならない。

2 図書類販売業者等は、前項に定める表示をした図書類(指定図書類を除く。以下「表示図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。

3 図書類発行業者は、表示図書類について、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装するように努めなければならない。

4 図書類販売業者等は、表示図書類を陳列するとき(自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。)は、東京都規則で定めるところにより当該表示図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置くように努めなければならない。

5 何人も、青少年に表示図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。

同人誌発行サークルは、「図書類発行業者」に相当すると考えられます。また、その図書類が「青少年の健全な成長を阻害するおそれがある」かどうか、「青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない旨の表示をする」か判断するのは「発行サークル」が行うべきものと考えられます。委託を受けた場合は、その委託物についてサークルは「図書類販売業者等」として扱われるものと考えられます。

また、第九条の二の規定については全て「努めなければならない」とされています。最大限努めなければなりません。義務違反に対する罰則はありません。

なお、他都道府県の健全育成条例の中には、一定量そのような描写がある図書類について有害図書とする規定があるものもあります。(一般に包括指定と呼ばれるものです)東京都で「不健全な図書類」ではないとしているものでも、他都道府県では「有害図書」として扱われる場合があります。

○指定制度

東京都青少年の健全な育成に関する条例

(不健全な図書類等の指定)

第八条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

- 一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 販売され、又は頒布されているがん具類で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 販売され、又は頒布されている刃物で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの

2 前項の指定は、指定するものの名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによつてこれを行わなければならない。

3 知事は、前二項の規定により指定したときは、直ちに関係者にこの旨を周知しなければならない。

(指定図書類の販売等の制限)

第九条 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者(以下「図書類販売業者等」という。)は、前条第一項第一号の規定により知事が指定した図書類(以下「指定図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者及び営業に関して図書類を頒布する者は、指定図書類を陳列するとき(自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。以下この条において同じ。)は、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装しなければならない。

3 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するときは、東京都規則で定めるところにより当該指定図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければならない。

4 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。

「指定制度」とは、都知事により「不健全な図書類」を指定する制度です。この指定を受けたものは、青少年に頒布してはならないなどの「義務」があると考えられます。またこれらに違反した場合には都知事による勧告が行われる場合があり、従わずなお頒布などを続けた場合について罰則規定があります。

最近において、一般誌である「ツンな彼女がデレるまで」(西野 映一著・マンサンコミックス:株式会社実業之 日本社)が指定を受けた事例があります。(東京都告示第711号・平成21年4月17日)

また、非一般流通の個人出版誌に関してこの指定を受けたものは、2011年3月現在で存在しないと考えられます。

以上

本文書は、ふたば★学園祭の参加者、特にサークルに向け、ふたば学園祭実行委員会の判断する18禁やワイセツの方針、基準、及びその根拠について説明したものです。あくまでふたば学園祭実行委員会の自主的な判断に基づく内容であって、必ずしも一般的な常識や法学説、出版業界、他同人誌即売会の主催団体等の判断と一致するものとは限りません。また重ね重ね申し上げますが、他のどの同人誌イベント団体の解釈にも影響を及ぼす意図をもって作成されたものではありません。本文書を一部引用することや参考にされることは構いませんが、その場合でも必ずご自分で関連する法や条例について調査し、ご自身で理解して頂きますよう強くお願い申し上げます。

なお、本文書の著作権はふたば学園祭実行委員会に存在します。法令の条文については著作権の対象外です。

本文書作成にあたり、ご協力頂きました皆様に感謝いたします。